

焼却主灰

8千ベクレル以下は埋立可能

福島の放射性災廃処理 環境省が方針

会を同省で開き、福島県の放射性物質で汚染された災害廃棄物の処分方針を決定した。それによる放射性セシウム濃度が1キログラム当たり8千ベクレル以下であれば、管理最終処分場で埋立処分できることとしている。また、同8千ベクレルを超える主灰や集じん機から排出される飛灰についても、国における処分の妥当性が確認されるまでは一時保管が適切としている。同省は近く、関係自治体に方針を通知する。

処理方針では、放射性セシウム濃度が同8千ベクレル以下の主灰の埋立処分に当たり、埋立場所を他の廃棄物と分離するなどして、「主灰と保有水などを排水設備との間に土壤の層が存在するようにして、その跡地については十分な安全性が確認されない限り、居住などの用途に使うことは避けること」としている。

また、同8千ベクレルを超える主灰を一時保管する場合は、放電線を遮蔽できる場所にドラム缶等で保管するが、または管理最終処分場で保管するに当たり、土壤（ペントナイトなど）で30センチメートル程度の隔離層を設けた上で、耐水性

飛灰は一時保管を

自治体に
近く通知
電離則規定の順守も

環境省は19日、災害廃棄物安全管理検討会（委員長・大垣廣一郎国立環境研究所理事長）の第3回会を開き、福島県の放射性物質で汚染された災害廃棄物の処分方針を決定した。それによる放射性セシウム濃度が1キログラム当たり8千ベクレル以下であれば、管理最終処分場で埋立処分できることとしている。また、同8千ベクレルを超える主灰や集じん機から排出される飛灰についても、国における処分の妥当性が確認されるまでは一時保管が適切としている。同省は近く、関係自治体に方針を通知する。

材料で梱包した主灰を置き、遮水シートで覆うなどして、飛灰についてある場合、適切に放射線

を遮蔽できる施設での保管が望ましいとしているほか、焼却灰の溶融処理で発生する飛灰も同様に一時保管することが適切としている。溶融スラグについてはも一時保管を原則としている。再生利用率についても、市場に流通する前に現行のクリアランスレベルである年間10マイクロシーベルト以下にとどめるが、同8千ベクレル以下と確認された場合は埋立処分ができるこ

とである。一方、焼却施設や管理型最終処分場などの事業者による飛灰が労働安全衛生法に基づく電離放射線の規制を定める基準の1時間当たり2.5万ベクレルを超える場合（例えば、セシウム134と137の濃度合計が1キログラム当たり1

マイクロシーベルトを超過する場合）には、作業者の安全を確保するため、電離則の関連規定を遵守する必要がある。これはある場合、作業者が安全を確保するため、電離則の関連規定を遵守する必要がある。